

日本のデジタル市場の規制に向けた デジタル市場競争本部の対応案について

2023年3月29日

はじめに

- 本日はデジタル市場競争本部のワーキンググループの皆様にご説明する機会をいただきありがとうございます。
- Googleも、**イノベーション**、**消費者の選択**及び効果的な**競争**を特徴とするモバイル・エコシステムを実現するというビジョンを共有しております。
- これを実現するためには、新たな規制は、**イノベーションの阻害**、**日本のユーザーへの不利益**などの意図せぬ結果をもたらさないよう、慎重に考案されなければならないとGoogleは考えています。
- Googleは、デジタル市場競争本部のこれら懸念への高い関心と、これまでの配慮あるアプローチに感謝いたします。また、デジタル市場競争本部が中間報告後、いくつかの対応案を検討から除外したことについても感謝いたします。

本プレゼンテーションでは
以下についてお話しさせていただきます。

規制の
アプローチに関する
Googleの意見

規制の適用範囲
に関する
Googleの意見

協議の継続の
重要性について

規制のアプローチ

他の法域でも様々なアプローチが検討されています

- **欧州連合(EU)** は、DMAという形での厳格な **法規範による** デジタル市場規制を導入している世界で唯一の法域です。このような規制形態は、影響を受けるテック企業が長期的に欧州において革新的で消費者に寄り添った製品を開発し続けることができるかについて懸念を抱かせるものです。
- 英国とオーストラリアでは、具体的な義務よりもコンサルテーションが重視されています。プライバシーやセキュリティ保護と、競争の促進とのバランスを取る試みがされています。(まだ多くの不確実要素が残されています)
- **米国**では、これらの事項について議会で議論はされているものの、この分野での **コンセンサスは形成されておらず、新たな規制も導入されていません**。
- 欧州でのアプローチと比較して、**日本が世界のイノベーション・リーダーとして長年培ってきた地位** が考慮されるべきです。デジタル市場競争本部は、国際的な経験から学ぶことで、日本において、**ユーザーから有用なイノベーションの果実を奪い、投資意欲を阻害するリスクを回避** することができます。

制度は慎重に設計されることが重要です

- 消費者の利益を促進し、イノベーションを追求する意欲を削ぐことがないように、規制には以下のような要素が組み込まれることが重要です。

- **消費者厚生**の向上を究極的な目標とすること
- 規律は**必要**かつ弊害に対して**相応**な範囲とすること
- 課される規律が**エビデンスに基づき正当化**されること
- 規制を解釈、執行及び改正する規制当局の権限を適切に**制限**すること
- 適切な保護と審査の仕組みが確保される**手続上の権利**を与えること
- **将来的な見直し**が確保されること

適用範圍

規制は、モバイル エコシステムのみにも適用されるべきです

- デジタル市場競争本部は、本規制を一定以上の規模の「モバイルOS」の提供者に適用されるものであると位置付けています。そうであれば、規制は、**モバイルエコシステム内**で運営されるサービスの**のみにも適用**されるべきです。
 - 検索、ボイスアシスタント及びブラウザサービスは、モバイルOSから独立して提供されており、除外されるべきです。
 - 関連して、2月に公表された公正取引委員会のモバイルOSに関する報告書の範囲も、モバイルOSに適切に限定されており、モバイルOSから独立して提供されるサービスには及んでいません。
- これらサービスを含める場合は、各サービスにつき**個別の客観的基準**を設けるべきです。

更なる協議の重要性

更なる協議の重要性

- さらに詳細が定まり次第（具体的な文言や制度設計に関するものを含め）、**引き続きGoogleとの議論の機会をいただけますよう**お願い申し上げます。
- これは、規制が効果的かつ相応なものであることを確保し、モバイルOSエコシステムと日本のユーザーに意図しない悪影響を及ぼすことを回避するために役に立つものと考えます。

Thank you very much

ご清聴ありがとうございました。